

令和5年第7回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和5年12月15日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月15日午後2時2分宣告（第4日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 山 崎 孔 史 岡 田 康 裕 末 永 潤 子 浅 井 利 育 乾 充 喜 松 本 光 弘 竹 吉 一 人 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉 島 野 千 洋 西 岡 直 美
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵

町長提出議案 の 題 目	<p>第1号に同じ</p> <p>議案第47号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第8号）について</p> <p>議案第48号 令和5年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第1号）について</p>
議員提出議案 の 題 目	<p>発議第8号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第9号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における持続的な人道的休戦を求める決議（案）</p> <p>発議第11号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 5 年 第 7 回 ( 1 2 月 )

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 5 年 1 2 月 1 5 日 (金)

午後 2 時開議

- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 4 号 | 平群町男女共同参画推進条例の制定について<br>(文教厚生委員長報告)         |
| 日程第 2 | 議案第 3 5 号 | 平群町債権管理条例の制定について<br>(総務建設委員長報告)             |
| 日程第 3 | 議案第 4 7 号 | 令和 5 年度平群町一般会計補正予算 (第 8 号) について             |
| 日程第 4 | 議案第 4 8 号 | 令和 5 年度平群町学校給食費特別会計補正予算 (第 1 号) について        |
| 日程第 5 | 発議第 8 号   | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 発議第 9 号   | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 発議第 1 0 号 | パレスチナ自治区ガザ地区における持続的な人道的休戦を求める決議 (案)         |
| 日程第 8 | 発議第 1 1 号 | 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書 (案)                |
| 日程第 9 |           | 委員会の閉会中の継続調査の件                              |

再 開 (午後 2時02分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

初日の本会議において固定資産評価審査委員会委員に選任同意されました城垣佳正様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思います。

それでは、固定資産評価審査委員会委員、城垣佳正様、御入場いただきまして御挨拶をよろしくお願いたします。

○固定資産評価審査委員会委員 (城垣佳正)

このたび、固定資産評価審査委員会委員に御選任いただきましてありがとうございます。城垣と申します。

微力ですが、精いっぱい頑張らせていただきますので、どうぞ御支援、御指導方、よろしくお願いたします。(拍手)

○議 長

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第34号 平群町男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

本案については文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員会、山口委員長。

○文教厚生委員長 (山口昌亮)

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月5日に開催された令和5年平群町議会第7回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けた議案第34号 平群町男女共同参画推進条例の制定について、12月6日、当委員会を開催して審査しました。その審査内容と審査結果を報告いたします。

議案第34号 平群町男女共同参画推進条例の制定について

この条例は、男女共同参画社会基本法を踏まえ、男女共同参画の推進に関し、基本理念や町、町民及び事業者等の責務を定めることにより、男女共同参画に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するために本条例を制定するものです。

主な質疑では、なぜこの時期に本条例を制定しようとしたのかとただされ、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定を受けて、本町では平成16年に男女共同参画プランを作成、第6次総合計画や第2次男女共同参画プランにおいて男女共同参画推進条例の制定の検討を掲げており、町としてもさらに男女共同参画を推進するため、条例制定を行うものとの答弁がありました。

今後、町民の理解を深めるためにどのように広報するのかとの質問には、住民には町広報紙やホームページで、事業者には大型スーパーへのポスター掲示やチラシを配付して働き方改革や職場環境の改善を促し、ワーク・ライフ・バランス等の推進をしていきたい。児童への教育においても、幼い時期から男らしさ、女らしさを押しつけず、男女の個性を尊重した教育を教育委員会から小中学校へ依頼していきたいとの答弁がありました。

職員の男女比の質問には、管理職は55人のうち女性が14人で、25%程度との答弁がありました。

10年前の第2次プラン、5年ごとの見直しで、どの辺が改善されたのかとの質問には、平成30年に課題等の整理を行い、女性の再就職や職場復帰の支援の充実でハローワークと連携を図ることや、起業について、県に情報提供を求め、スキルアップの講座、講演会の情報提供を行ったとの答弁がありました。

SDGsやLGBTの関係は、この10年でかなり議論されてきたと思うが、大まかに男女というくくりしかないという捉え方は好ましくない。LGBTの方への配慮は第3次プランで生かされるのかとの質問には、第3次男女共同参画プランの中でLGBTQに関することも盛り込んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

第17条の審議会委員について、公募は考えているのかとの質問には、今現在の男女共同参画懇話会の委員の意見も聴きながら対応していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、議案第34号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

令和5年12月15日  
文教厚生委員会  
委員長 山口 昌 亮

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次、質疑、討論、採決を行います。

議案第34号 平群町男女共同参画推進条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第2 議案第35号 平群町債権管理条例の制定について  
を議題といたします。

本案については総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員会、岩崎委員長。

○総務建設委員長（岩崎真滋）

それでは、総務建設委員会委員長報告を行います。

去る12月5日に開催された令和5年平群町議会第7回定例会の本会議において総務建設委員会に付託を受けた議案第35号 平群町債権管理条例の制定について、12月6日、当委員会を開催して審査しました。その審査内容と審査結果を報告いたします。

議案第35号 平群町債権管理条例の制定について

この条例は、平群町が保有する債権の性質ごとに関連する各種行政法規、条例等を遵守しながら、合理的、能率的な債権管理を適正に行うに当たって、債権回収及び債権放棄に関する事項を規定するため、本条例を制定するものです。

主な質疑では、令和5年9月末現在で町営住宅使用料以外の債権の滞納件数と滞納金額をただされ、し尿収集手数料は7件で16万7,400円、介護保険料は32件、実人数19名で108万6,100円、後期高齢者医療保険料は2名で6万3,400円、学校給食費は6世帯で34万4,900円、奨学資金貸付金は1世帯で6万3,000円、農業集落排水施設使用料及び加入金は滞納なし、水道料金は、11月末現在で滞納額が2,515件で1,156万5,189円との答弁がありました。

なお、公共下水道に関する滞納については、公共下水道料金は1,107件、95世帯で241万3,321円、公共下水道加入負担金は滞納なしと当委員会では答弁がありました。答弁内容に誤りがあり、12月12日に開催された本会議において、町から正しい答弁内容の報告を受けました。正しくは、11月1日現在で公共下水道料金は680件、64世帯で98万4,768円、公共下水道加入負担金は30件、30世帯で150万円と報告がありました。

条例制定後の対応についてただされ、滞納者に対する調査のハードルが下がるので、税以外の滞納については各担当課で抱えていた滞納者情報を収納対策会議で共有し、調査して債権を整理していく中で、顧問弁護士にも相談しながら、法令や条例に反しないという確証を持ったものは債権放棄していくことになるとの答弁がありました。

民間の借家で滞納があると、すぐに連帯保証人に請求がいく。公営住宅は、民間の借家とは性質が異なるものではあるが、町営住宅で多くの滞納が生まれる原因と対策についてただされ、生活困窮の方のセーフティネットの役割もあるが、法令や条例に基づき、粛々と滞納処分しており、悪質な滞納者は退去となる。4か月程度の滞納があった場合は保証人に対して督促をしているが、保証人も似た状況にあることが多い。約2,000万円の滞納額のうち、債権放棄せざるを得ないものが約900万円あるが、生活の中で払える範囲で分納誓約をして、生活保護受給者には現年分の家賃は納めていただき、経済状況が好転した場合は滞納分も分納等で対応しているとの答弁がありました。

強制徴収公債権は国税等の例によって滞納処分ができると説明を受けたが、町の職員がどのような方法で最終的な滞納処分が可能かとただされ、強制徴収公債権とは強制徴収ができる公債権のことで、質問検査権を行使して、債務者本人だけでなく、他の官公庁、取引先や金融機関等に対する調査も可能である。債務者の自宅に立ち入って財産調査をする権限も持っており、税の滞納処分と

同じように、職員が自力で差押え等の処分ができるとの答弁がありました。

なぜ今までこのような条例がなかったのかとただされ、強制徴収公債権と非強制徴収公債権には債権ごとに根拠法令があり、私債権にはそれぞれ滞納処分に関する条例や要綱があるが、債権全体を統一的に考える債権管理条例という考え方が比較的新しいもので、県下全市町村が条例化しているわけではない。債権全体に対して定まったものがない中では債権を管理することは難しいので、この10年で各自治体において債権管理条例が制定されてきた。先進的な県内の債権管理条例を参考にして条例を作成し、今回上程することになったとの答弁がありました。

債権のある担当課で、収納対策会議を定期的を開催して債権管理を進めていくのかとただされ、条例で定めていない部分について、相続人をどこまで追うべきか、居所不明者をどのように調査するのかなど、細かい取決めが必要になる。要綱を収納対策会議で研究して作成したいので、会議は必要な回数、開催したい。当面は、債権放棄することも議論して顧問弁護士とも協議しながら進めたいので、頻繁に開催する必要があるとの答弁がありました。

第9条、債権放棄について、消滅時効に係る時効期間は私債権の種類によって異なるのかとただされ、消滅時効とは、債務者が死亡し、相続人がおらず、督促や催告ができずに5年経過した場合や、何らかの事情で5年間の滞納期間が経過した上で時効の援用をした場合が該当し、5年と規定されているとの答弁がありました。また、当該債権の存在につき、法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものとはどのようなことを想定しているのかとただされ、債権の回収に当たり、裁判所に訴えざるを得ないような難しい案件が出てきたときに、類似する判例で自治体が負けていたら、債務の額によっては争わないという判断が出てくる可能性があり、このような規定を設けているとの答弁がありました。

第10条において、債務者の個人情報をおの他の実施機関に対して提供することができるかと定められているが、債権管理条例の有無によって対応が変わるのかとただされ、調査の幅を広げておきたいという思いから、他の自治体に照会や情報提供ができるという規定をつくっている。税以外の強制徴収公債権については、これまでの経験上、照会には問題なく応じていただけたが、他の自治体に債権管理条例の中で第10条に見合う規定がない場合や債権管理条例自体がない場合に、非強制徴収公債権や私債権に関しては難しい部分が出てくると考えている。現実的には、居所不明者を探す部分での照会になるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第35号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定



しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。以上、総務建設委員会委員長報告といたします。

令和5年12月15日

総務建設委員会

委員長 岩崎 真 滋

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次、質疑、討論、採決を行います。

議案第35号 平群町債権管理条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きますして

日程第3 議案第47号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第8号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第47号 提案理由説明

○議長

それでは、これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

ちょっと素朴な疑問。歳出の財源内訳、これ、全部一般財源になってるけど、歳入のほうは国庫補助となってんねけど、これはこの書き方でええのかな。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

この部分につきまして、臨時交付につきましては、これも何回かこの議会でも御説明させていただいておりますけれども、この臨時交付金につきましては、事業費支弁みたいな補助金が特定の事業のみ充当されるものではないと。あくまでも、人口とか事業者数とか、コロナの臨時交付金のときであれば感染者数とか、そしてあと、年少者、高齢者等の、そういった財政状況等、様々な複雑な数値に基づいて算定されて交付されるというものでありますので、当初から、こちらのほうにつきましては一般財源扱いとしているところでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

いや、ちょっと今の説明では分からへんけど、この種の交付金は全部、財源内訳としては、別にどっちでもええ話やけど、そやけど、もともと来てるのは地方交付税とは違うわけやからね。国の補助金として来てんのに、何でこういう書き方するのかと非常に思ったんですけど、そしたら、これまでのコロナの関連の、その前にもいろいろ交付金あったけど、それは全部そういうふうにかこれまでしてたわけか。全部、全て、間違いなく。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

こちらのコロナ交付金とか、当初からあった分につきましては一般財源扱いというような形で予算措置させていただいております。

○議 長

山口君。

○ 8 番

分かりました。それと、全協のときもちょっと言っていました、要するに、町内の学校に行っていない子どもたちの給食費についてはですね、いろいろあってできないということなんですけども、次からね、今回もう間に合わないし、仕方ないですけど、児童手当で見ればですね、中学卒業までの子どもが町内に行ってる子ども、町外の私立や国立やですね、そういうところに通っていたとしても、町外保育も含めてですけれども、捕捉できるわけですから、ちょっと次からはその辺、早めにですね、それで捕捉して、どういう形にするかは別にして、中学生なら平群中学の給食費と同程度のものをやっぱり、私は子育て支援という立場でやってると思うんで、そういうのは今後ちょっと考えていただきたいんですが、その点どうですかね。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、山口議員がお申しのとおり、やはり子どもの給付ということで、ちょっと今回は、町内にある公共施設に通われてる生徒の方々、そういった方たちを対象にしたということでもあります。今後につきましては、またこのようなことがありましたら、どのような形で交付できるのかということも検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

当然ね、例えば平群町が給食費無償化をするということになればね、それは町外に行ってる人までというのは、私はちょっとまた性格が違うと思うんですが、今回の場合は子育て支援の一環として、国の交付金を使ってですね、たまたま給食費を3か月間無償にするということなんでね、そういう場合、そこはちょっと分けて考えたほうがいいと思いますんで、誤解があっはいかんで、それは言っておきますけど、それはぜひお願いしたいというふうに思います。

それで結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第47号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第47号 令和5年度平群町一般会計補  
正予算（第8号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第4 議案第48号 令和5年度平群町学校給食費特別会計補正予算  
（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第48号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第48号 令和5年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

それでは

日程第5 発議第8号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 発議第9号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上2件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

発議第8号の議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第8号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月15日

提出者 長 良 俊 一

賛成者 関 順 子

〃 岩 崎 真 滋

〃 森 田 勝

〃 馬 本 隆 夫

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和6年1月1日から令和9年4月30日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の15を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。長良君。

○4番

今回、12月定例会においても、6月、9月議会同様、同じく三度にわたり、議員報酬について発議させていただきました。

今回、12月定例議会において、理事者側から、子育て支援のために3か月分の給食費無償化、こども園の給食費無償化、入れていただき、一助になったんかなと感じました。我々議会議員も報酬を頂く中でね、町民の方々に喜んでいただいていたほしい。また、我々は、毎日役場へ来る立場じゃありません。特別職として皆様方に御縁があってここへ座らせていただいている以上、何らかのカットをし、皆様方に、町民の方々に訴えていく、その思いで、3か月、同じ発議をさせていただきました。

どうか、ほかの議員の方々も、私の三度目の正直を聞いていただきますように、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

続きまして、発議第9号の議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第9号

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月15日

提出者 井戸太郎

賛成者 須藤啓二

〃 山本隆史

〃 稲月敏子

〃 植田いずみ

〃 山口昌亮

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月平群町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間、議会議長、副議長及び議員の議員報酬は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。井戸君。

○9番

物価高騰により、本来ならばカットすべきではないと考えますが、職員もカットしているという事実がありますので、総合的に判断して、5%カットを提案いたします。

○議長

それでは、これより発議第8号、発議第9号それぞれについて、順次質疑、討論、採決を行います。

まず、これより発議第8号に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより発議第8号に対する討論に入ります。山口君。

○8番

この間、6月議会、それから9月議会でも討論しておりますけれども、基本的に、この間何回も述べてますように、平群町の議員歳費が高いとは全然思っておりません。議員はもちろん非常勤ではありますがけれども、日頃からいろんな勉強もしなければなりませんし、研修も自己研さんもしなければならぬ、様々なやることはたくさんあります。住民の皆さんの声もしっかり聞く、議会であったこと、また町政で決まったことを住民の皆さんに知らせていく、そういうのもあります。

全国的に見てもですね、市と町村では大分開きがたくさんありますけれども、しかし、議員の仕事というのはそんなに変わらないんですね。相当大きい市とかになれば、またちょっと違った部分はあるか分かりませんが、中規模の市とかですね、それから普通の町村であれば大体同じような仕事をしているというふうに思ってます。

そんな中で、29万円の報酬、奈良県で見ても、ほかの町村ではどうか分かりませんが、大体人口に応じて金額はある程度ばらつきがありますけどもね、市については、新しく市に、ここ数十年でなったところについては、なかなか上げにくいということがあって上がってませんが、香芝市辺りまで、香芝市になったのは二十数年前だと思いますけれども、30年前かな、その時点では、例えば香芝は町から市になったときに、一気にやっぱり上げてるんですね。本来おかしい話なんですけどね。人口が突然増えたわけでもなく、ただ町が市に変わったというだけで金額、それもおかしいんですけども、基本的に、今の平群町の金額では、よく言われるように、若い人たちが、要するに町政に参加しようとなかなか思えない。普通に勤めてればですね、平群町の今の歳費で、なかなか子どもたちが十分な教育、人数が多ければ多いほどそうですけれども、難しい状況があります。そういう中でね、何かですね、低ければいいような議論が一時されておりましたけれども、やっぱりそういうのではなくて、質をどう高めるか、また若い階層バランス、もちろん高齢者から若い人までいろんな人がやっぱり議会の中で町政に対していろいろ物を言ってよりよい町にしていって、そのことが大事だというふうに思いますので、基本的に、今の条例を下げるということに対してはですね、私はこの間言ってるように、反対です。

特に15%、いっとき、20%の削減もありましたけれども、これはやっぱりちょっと異常です。こういう異常なやり方はやっぱりすべきではないというふうに思いますんで、この点についてははっきりと15%には反対をいたします。

以上です。

○議長



ほかにございませんか。岩崎君。

○ 3 番

発議第 8 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

提案理由にありましてとおり、本町は依然、厳しい財政状況が続いております。しかし、財政健全化に向けて取り組みつつも、子どもたちの健やかな発展のために食の支援を実施することは、最も有効な未来への投資と考えます。どうか、本発議に賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。森田君。

○ 1 1 番

今回も、議員報酬 15%カット、5%カット、条例改正案が、6月議会、9月議会で両案とも否決されました。今回は、5%カット案に提出者、賛成者で6名いますので、15%カットは賛成少数で否決されると思いますが、私は声を大にして、議員報酬 15%カット案に賛成の立場で討論いたします。

先ほど、岩崎議員からの賛成討論に加えて申し上げますと、私は、町内を回りますと、住民の方から「議員は多い」、「報酬は高い」、「税金泥棒の議員がいる」「議員が要るのか」という声をお聞きすることがあります。住民の方の誤解も多少あるかもしれませんが、住民の声に真摯に向き合うことも重要であり、議員個々の責任を持って議員活動をすることが求められるわけがございます。一方、平群町の財政は一向に改善されない。悪くなったことは、行政側の責任は免れないと思うわけではありますが、私は、議員にも多少の責任があるというふうに考えております。よって、以上の理由で、議員報酬 15%削減条例改正案、発議第 8 号に賛成を申し上げて討論を終わります。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第 8 号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

## 賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第8号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

これより発議第9号に対する質疑に入ります。森田君。

○11番

提出者にお尋ねいたします。削減期間が令和6年1月1日から令和7年3月31日、1年3か月となっておりますが、なぜそのようなことになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議 長

井戸君。

○9番

職員のカット自身ももうすぐ終わるということで、議会議員も合わせて、合わせてと言っても職員よりも多めの期間なんですけども、そのときにもう一度考え直したらいいのではないかと思いました。

以上です。

○議 長

森田君。

○11番

今回の削減案5%でございますが、王寺町は、議員報酬引上げを報酬審議会に答申して月額給を引き上げるということでございましたが、報酬審議会の考え方としては住民の理解を得ることは困難との結論ということになっておりますんですけども、そのことは御存じでしょうか。

○議 長

井戸君。

○9番

知りません。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより発議第9号に対する討論に入ります。森田君。

○11番

今回の議員報酬5%カット案には、先ほども申し上げましたが、提出者、賛成者が6名いますので、賛成多数で可決されると思いますが、議員報酬5%カット案の発議第9号に反対の立場で討論いたします。

議員報酬15%の賛成の立場で申し上げましたが、もう少し付け加えますと、当改正案の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日となっており、私の試算では、カット総額は約400万円、15%案はカット期間が令和6年1月1日から令和9年3月31日で、カット総額は3,400万円、約3,000万円の差があり、雲泥の差があるわけでございます。私には、見せかけの議員報酬削減案に思えてなりません。

また、財政が健全な王寺町の議員定数は12名で議員報酬は月額27万円で、平群町の当案の報酬カット5%案では27万5,500円になり、財政が健全な王寺より少額であります、多いことは住民の理解が得られないと思います。

以上の理由で本発議第9号に反対いたします。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○8番

いろいろおっしゃいますけどもね、それぞれの自治体それぞれに事情あるんで、私は平群町の財政が悪いなんて全然思ってませんよ、今の状況の中では。相対的に借金が多い、基金が少ない、これは事実です。しかし、かといって、以前に比べてですね、もう全然変わってきてるわけです。それもありますし、財政が悪いから議員の歳費を下げるってのは全く別問題です。職員の給料カットも別問題です。ただ、よそももちろん、この間、もう相当古い話になりますが、全国の自治体が財政大変になったときに、多くの議会でも議員歳費の削減が行われました。生駒郡でもほとんどのところで行われました。ただ、20%カットしたのは平群だけです。斑鳩でも2%とか3%、みんな5%以内ぐらいでのカットで、それも一、二年の期限を切ってやってるわけです。ですから、そのことで財政がよくなるはずがないんです。その程度という言い方は失礼になりますけれども、だから、金額の多寡じゃなくて、財政が大変なときにそれをするのは、住民の皆さんに対して、もうこのままでは駄目だという気持ちを伝えるような意味合いのほうが私は強いもんだというふうに思ってるんです、よその自治体はね。だから、そういう意味から言っても、提案者からありましたように、職員の皆さんが昨年7月から来年3月まで1年9か月、4%カ

ットされてると、一般職員の方がね。管理職はその前からやっていますけれども。職員組合もそれを飲んでやっていると、そこを考えて、任期満了までではなくて、一定の期間を区切ってそれなりの削減をする。それなら、何とか基本的に今の条例の歳費でいくべきだというふうに私は考えますけれども、提案者のそういう意見も酌んでですね、今回賛成するというふうになったわけです。

だから、そこんところはもちろん考え方の違いだと思うんですよ。財政のいい王寺って、王寺、そんな財政いいかどうか知りませんが、また、それで言ったら、以前人口比を、斑鳩は平群の1.5倍あるんだから、平群の定数は斑鳩の3分の2でいいんだと言ったりするんですけどね、じゃあ大阪市と比べたらどうするんですかというわけですよ。単独自治体で見ればね。じゃあ1,000人もいない自治体どうするんですか。町長1人に議員1人でするんですか。そんなことはないわけでしょう。今はなくなりましたから、だからこそ法定数というのがずっとあったわけじゃないですか。平群町でも、2万人超えてたときは法定数が24人やったわけです。それでも、人口の6,000人、7,000人の時代からずっと16で来て、ほんで私たちの2期目でしたか、だから今から17年前に定数を14に下げ、その4年後に12になり、今日に至ってるわけでしょう。もう既に定数4下げてるわけですよ。それで29万円で計算したら、もう十分議会としてカットしてるわけです。それがいいと私は思ってませんよ、思ってませんが、現実にはそうなっている。そのことも考えるべきなんです。まだ定数を下げる。住民の声がますます届かなくなるということにつながりますんでね、もうそういう暴論はやめていただきたいというふうに私は、私から見れば暴論だというふうに思いますんで、今言いましたけれども、やっぱりそこんところはね、やっぱりもうちょっとしつかり、議会制民主主義という立場から私は考えていくべきだというふうに思いますんで、いろいろ、この案とは直接関係ないことも言いましたけども、そういう立場で今回、賛成するということになりましたので、そのことはしっかりお伝えしておきます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

今、山口君、いろいろ定数の話までしていただいたんやけど、定数の話なら私もします。

実は、定数、僕が入った平成3年、16人。人口一番ピークが平成13年かな、2万1,000人でありました。そこでいろいろ有志によって四つの駅に立ってアンケート調査し、またスーパーも行ってアンケート調査し、発議を出

しました。そこで14になりました。その後、また同じことを繰り返しました。今、人口は何ぼですか。1万8,300人。定数12。今回、その定数の話はしてないけども、そういう過程は住民の民意をもって決定したことであります。私たちは暴挙してません。住民の民意をもって、議会議員は代表者として賛否を表したわけでございます。

今日は定数と違うからもうそのぐらいしておきますけど、報酬の話ですけどね、今回ね、6月、9月に、あれは生活給やと。議員報酬は役務の対価と違うよと、生活給あるよと言い続けておった議員の方が5%削減のほうへ、期限が1年3か月であっても、そこへ意思表示されたということは、私は一定の評価をいたします、一定の評価。それは、財政的な問題云々、いろんなそれは個々の話であります。先ほど8号で出しました、私たちの提案は、財政厳しい云々の問題よりも、子ども支援として、ある議員さん、いろんな団体が小学生無料にせえ、給食費、また中学生を無料にしろというふうに、公約でいろいろ訴えられております。私たちは、その報酬、3歳、4歳、5歳の給食費の賄いが、年間約1,000万円でございます。それを一つの引っかけりとして行政にそれを一定訴えていきたいな。その代わりに、継続せねばならないということで、私たちは今回も3年3か月、私たちの任期満了まで削減すべきということで意思表示で出してるわけでございます。

ただ、思想、信条、いろいろ皆あるでしょう。それは別として、私は今回、反対されてた議員さんが賛成に回られたということは、ここに職員さんの給料が云々とか、いろんな問題、それに対する理解をもってされたかどうか分かりませんが、僕は一定の進歩やというふうに理解してます。しかし、1年3か月が、3年3か月がのことによって、私はやっぱり任期満了、このこども園の給食費、削減することによって、何とか次の小学校、中学校の給食費も削減していただきたいと意思を貫くためにも、3年3か月の提案の中の賛成議員として、今回名前を入れてます。

今回、その意味もありまして、財政的な問題云々じゃないんです。政策的なものとして、私は今回、議員の報酬の削減を訴えたものでございます。これは、議員の思想、信条の考え方です。よって、私はその意図が、この発議9号にはありませんので、1年3か月ということでもありますので、この件についても反対をいたしたい、そのように思います。

以上です。

○議長

山本君。

○5番

私は、この発議第9号、賛成者になっておりますので、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、先ほど森田議員さんからちょっと御質問があったんですけども、王寺町議会についてということだったんですが、確かに王寺町は平成28年の3月議会におきまして報酬審議会を開かれて、報酬のアップはちょっといかなものかという答えが出てたと私は認識しています。確かに、報酬審議会、以前も私、お伝えしたと思うんですが、やっぱり議員の報酬を決めるのは報酬審議会、これも当然重要視しなければならないと思っております。実際、報酬カット、なぜじゃあ5%出したのかということで井戸議員さんとお話しさせていただきましたんですが、やはり、本来ならば給料をカットすべきではないと、物価高騰の件というのもあるんですけども、職員さんが令和6年3月まで報酬カットされますので、それに併せて議員もしなければならないだろうという話から、私は賛成に回らせてもらいました。

ただ、3か月間ではちょっといかなものかということですので、本来、今までは任期満了まででしたが、どうしてもやっぱり報酬カットに反対される方の御意見もやっぱり聞いとかないかんということで、この6月、9月から今議会にかけて、反対されている方の御意見を聴取させていただきました。やはり、報酬カットは議員の質を下げるものにもつながることがあると。仕事量も、本来ならもっと増やして、報酬も上げる方向にいかないかんという御意見があったので、そこは確かに私たちも反省しないかんですが、何としまして、この報酬カット案については、ゼロじゃなしに5という、15、いろいろとあるにしても、5%に何とか協力していただきたいという打診をしましたところ、やはり議員報酬のカットは任期満了まではちょっといかなものかという御意見もありましたので、今回、ちょっと短縮させてもらいまして、令和7年の3月までということにさせていただきました。

その後ですね、この議案が可決になりましたら、次、令和7年の3月にまた全議員で、私はもう一度お話しさせてもらいまして、カットがすべきなのか、しないべきなのか、カットするのであれば幾らなのか、もう一度その時点で考えさせていただきたいと思います。ということで、私の討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。須藤君。

○2番

議員にならしていただきまして半年が経過しております。長年私は民間の企業に勤めまして、経営者としても30年近くやってまいりました。実際の社会

の中でですね、果たして議員活動が無条件でできるのかということ、実は非常に難しいところがあるというふうに考えてます。例えば、議会、もちろんですが、当然その日に、その時間に参加しなくてはならないということになりますとね、当然例えば若年の方、若い方で、議員もやりながらサラリーマンやろうというのは非常に困難なことだと考えています。どうしてもこちらが優先になりますので、例えば仕事でしたらね、今日できないけれど、あしたやらせてもらうよということも可能なんですけど、議会、例えば今日議会があるのを私だけあしたにしてくれなんてのはもちろんできないわけですから、やはり大きな縛りがあると考えておるんですね。

その中で、もちろんベテランの方から、例えば20代の議員さんもですね、私はいてほしいなと考えているんですね。そうなりますとね、兼業でいければいいんですが、やはり最低限の生活ができないと議会活動できないと私は思っています。調査であったりいろんなことをやっていくということが当然求められるわけですし、自分の主義、主張を住民の方々に知っていただくためにニュースを出したりとかということもやらしてもらいます。1個出すと、やっぱり5万円ぐらいかかるよということは現実でございましてね、政党でやってる場合でしたらそういう形で配布等もできるのかもしれないんですが、例えば森田議員なんかは自分で配られて努力をされてるというのを伺ってるんですね。

そういう中でね、前回2回、削減に対しては反対をさせていただきましたが、今回そういう中でね、若年の議員さん、名前出す必要もないんですが、やっぱり子育て期間の議員さんが、子どもさんたちの教育費等も補いながら議員活動をされてる、その方からね、今回こういう形で再々度御提案ありましたのでね、私としては、今回はその方々の熱意に応えるというつもりで今回は賛成をさせていただきました。ただし、やはり手取りで言うと25万円程度でですね、議員報酬だけでは生活やっていけないよというのは、私、現実問題としてあると思っております。

例えば、共働きをするという対応も当然あるんですが、私、それこそ結婚して以来、子どもが独立するまで共働きでやってきたんですが、本当に実は大変やったんですね。女房も公務員でしたから、自由に時間を調整することはできないということで、私、仕事を例えば定時に打ち切って子どもを迎えに行くなんていうことをやってました。やはり非常なハンデということを感じながらやってまいりましたのでね、議員の方が熱意を持って議員活動をやっていくと、これは非常に大変なこととしてね、皆さん、よく頑張ってもらっていると思うんですが、やはり、そういう経済的なところでも最低限の保障といいますか、生活費かどうかということは議論があるかと思うんですが、やはり生活やって

いかなあかんというのも現実ですのでね、なるだけカット等はせずに、議員活動を全力で尽くしていくというのが私は本旨だと思いますので、今回はそういうことで、御提案の議員さんの熱意に応じて賛成に回らせていただきました。討論、以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第9号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、発議第9号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第7 発議第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における持続的な人道的休戦を求める決議（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第10号

パレスチナ自治区ガザ地区における持続的な人道的休戦を求める決議(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年12月15日

提出者 稲月敏子

賛成者 須藤啓二

〃 植田いずみ



パレスチナ自治区ガザ地区における持続的な人道的休戦を求める決議(案)

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との武力衝突が10月7日に始まり、2か月が経過した。衝突により一般市民、特に子どもたちに多大な犠牲が生じていることは悲惨で悲劇的な状況である。11月24日から12月1日朝まで、一時的に休戦したが、再びイスラエル軍による攻撃が再開し、人道危機の一層の悪化が懸念される状況にある。

国連総会は10月26日、27日の2日間、緊急特別会合を開き、人道目的での休戦を求める決議が採択された。同決議は「即時、持続的な人道的休戦」を求め、イスラエルとハマスの双方をはじめ全ての当事者に対し、国際人道法の遵守とガザ地区への必要不可欠な物資とサービスの持続的、十分かつ妨害のない提供を要求している。また、捕虜となっている全ての民間人の即時かつ無条件の解放を求めるとともに、国際法にのっとり安全、福祉、人道的な処遇を要求している。

よって「非核平和の町宣言」を1986年(昭和61年)に実施し、平和を希求する町の議会として、国連総会決議の早急かつ完全な履行を求めるものである。

以上、決議する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○6番

ただいま事務局長のほうから朗読をしていただきましたパレスチナ自治区ガザ地区における持続的な人道的休戦を求めるこの決議を提出するに当たり趣旨説明をさせていただきます。

イスラエル軍は、パレスチナ自治区ガザの全域で、イスラム組織ハマスに対する地上戦を拡大、無差別殺りくを繰り返しております。ガザ地区に取り残されたパレスチナの人々の間では飢餓がますますひどい状況になり、爆撃とともに飢え、そして寒さで死にかけておられる、こういう状況に陥っていると、国連の人道支援機関も指摘をしております。

こんな中で、国連総会は、10月に引き続き、この12月の12日に特別緊急会合を開き、イスラエルとハマスの双方に即時の人道的停戦、また人質解放を求める決議を、今回は、日本も含む153か国の賛成で採択をいたしました。

10月の国連総会決議よりさらに32か国も賛成が増加をしております。これは、様々な立場にあっても、人道的な立場から絶対に許し難いこの行為に対す

る非難の聲がますます大きくなり、広がっているということであり、人道的停戦を求める世界の願いと停戦を実現させる力になっていくものと信じております。

ぜひとも、一日も早く人道的停戦、休戦が実現できるよう、せめてもの私たち、平群町議会総意でこの決議を上げ、イスラム、またハマスの双方にも伝え、ガザの住民の命と生活が守れるようにしたいものであると考え、この決議を提出をさせていただきました。全議員の皆さんの御賛同をお願いをするところでございます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより発議第10号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決し、決議することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における持続的な人道的休戦を求める決議（案）については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きますして

日程第8 発議第11号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第11号

「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年12月15日

提出者 山本隆史

賛成者 関 順子

〃 須藤啓二

〃 岩崎真滋

〃 長良俊一

〃 稲月敏子

〃 植田いずみ

〃 山口昌亮

〃 井戸太郎

〃 森田 勝

〃 馬本隆夫

「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）

令和5年12月1日、西和医療センターの移転・再整備に関する西和7町の説明会が開かれ、その候補地としてJR法隆寺駅南側地区（斑鳩町）が示されました。

西和医療センターは昭和54年4月の開院以来、40年以上の長きにわたり西和地域の中核病院として、地域住民が最も頼りとする身近な総合病院として、救急医療を含めた地域医療を担い、安心できる医療体制を提供していただいております。

さて、国では「こども家庭庁」が令和5年4月に発足し、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、こども施策の基本的な方針や重要事項等を定める「こども大綱」が示される予定です。

国の施策の充実等により子育て世帯の増加が期待されますが、この西和地域には、分娩が可能な施設は1診療所と1助産院のみであり、慣れ親しんだ場所や住まいの近くで子どもを産むことができない状況であることから、安全に安心して妊娠・出産と子育てができる医療体制が望まれます。

また、医療DX推進にあたりオンライン資格確認システムのネットワークを

拡充することで、医療機関や薬局、介護事業所、自治体、保険者等の中で保健、医療、介護の情報を共有する「全国医療情報プラットフォーム」を国において構築中であり、令和8年度から全国的に運用開始を予定されています。

そこで、地域医療を担う新病院の設置にあたり、広く快適な環境のもと治療を受けることができる環境整備を図ることは勿論のこと、特に下記の機能充実等を図るべく、「新西和医療センター整備基本計画」へ反映されることを強く要望します。

#### 記

1. 分娩を含む周産期医療体制の一体的整備
2. 小児二次救急体制の充実
3. 医療・介護のオンラインによる情報連携をはじめとした地域包括ケアシステムの整備

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。山本君。

○5 番

まず、趣旨説明に入る前なのですが、まずはこの発議に対しまして、全議員の皆様が御賛同いただき、賛成者になっていただきましたことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

この発議の趣旨としましては、先ほど事務局長から読み上げていただいたとおり、地域医療を担う新病院の設置に当たり、西和7町の住民が安心して活用いただけるよう、機能充実等を図るべく、新西和医療センター整備基本計画へ反映されることを強く要望するものであります。

以上を説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第11号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第11号「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

令和5年第7回12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

12月5日より本日まで11日間の会期におきまして、慎重審議いただき、全ての上程議案につきまして、議決、同意を賜り、厚く御礼申し上げます。あ

りがとうございます。また、本日可決いただきました重点支援地方交付金につきましては、スピード感を持って取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今年1年間、町政への様々な御助言や御指導、御鞭撻を頂き、誠にありがとうございました。平群町では多くの課題が山積しております。特に、財政状況につきましては、まだまだ厳しい財政運営が続いており、財政健全化に努めているところであります。現在、令和6年度の予算編成作業を進めておりますが、職員一人一人が知恵を出し、汗を出し、最小限で最大の効果を発揮し、人が輝き、未来が輝く、夢あふれるまちへぐり、そして次世代につながるサステナブルな町を目指して、町民の皆様とともに、住みたい、住み続けたい町になるよう、職員とともに努力してまいります。

議員各位におかれましても、この危機を乗り越え、輝く未来の平群を築き上げるという共通の目的の下、御理解いただき、全面的な御協力、御支援をお願い申し上げる次第であります。

今年も残すとこところ僅かになり、令和5年も終わり、新しい年を迎えるところでございます。これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいります。来年が、本町や住民の皆様や議員の皆様にとりましても、明るい希望に満ちた1年になりますよう、皆様方の健康と御多幸を祈念申し上げます。

これをもちまして12月議会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和5年平群町議会第7回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時26分)